特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	中国残留邦人等支援給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、中国残留邦人等支援給付に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等支援給付に関する事務
②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により、支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給と生活の支援を行います。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　支援給付の実施 2　配偶者支援金の支給の実施 3　支援給付の申請に係る事実についての審査 4　支援給付の開始若しくは変更申請の受理及びその申請に対する応答 5　配偶者支援金の申請に係る事実についての審査 6　配偶者支援金の支給の開始若しくは変更申請の受理及びその申請に対する応答 7　職権による支援給付の開始若しくは変更 8　支援給付の停止若しくは廃止 9　支援給付に要する費用の返還 10　徴収金の徴収
③システムの名称	1生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム　2福祉総合システム　3税務システム　4中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
中国残留邦人等支援給付受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第95項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第48条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付関係情報」が含まれる項　第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第69項、第75項、第96項、第125項、第132項、第144項、第155項、第158項、第161項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）　第125項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部生活福祉調整課
②所属長の役職名	生活福祉調整課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所区民課 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部生活福祉調整課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係 03-3578-2451
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない(入手)　　[　　]接続しない(提供)**	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[○]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報」が含まれる項　第9項、第13項、第15項、第24項、第26項、第70項、第108項、第116項 （別表第二における情報照会の根拠） 第87項	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項　第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第53項、第70項、第87項、第108項、第116項、第120項 （別表第二における情報照会の根拠） 第87項	事後	情報連携根拠法令修正のため
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	1中国残留邦人等支援給付システム　2福祉総合システム　3税務システム　4中間サーバー	1中国残留邦人等支援給付システム　2福祉総合システム　3税務システム　4中間サーバー　5住民基本台帳ネットワークシステム	事後	5住民基本台帳ネットワークシステムを追記
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署　②所属長	生活福祉調整課長　伊藤　忠彦	生活福祉調整課長　土井　重典	事後	人事異動
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署　②所属長	生活福祉調整課長　土井　重典	生活福祉調整課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年1月1日	Ⅰ　関連情報　1.特定個人情報を取り扱う事務　②システムの名称	1中国残留邦人等支援給付システム　2福祉総合システム　3税務システム　4中間サーバー	1生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム　2福祉総合システム　3税務システム　4中間サーバー	事前	システム変更のため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第一第63項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第48条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第95項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第48条	事後	令和5年省令改正により
令和6年6月21日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項　第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第53項、第70項、第87項、第108項、第116項、第120項 （別表第二における情報照会の根拠）　第87項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表における情報提供の根拠）　第95項 （別表における情報照会の根拠）　第95項	事後	令和5年省令改正により
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策 8　人手を介在させる作業 項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策 項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第一第63項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第48条	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第95項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第48条	事後	番号法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付等関係情報」が含まれる項　第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第53項、第70項、第87項、第108項、第116項、第120項 （別表第二における情報照会の根拠）　第87項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）　第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち第四欄に「中国残留邦人等支援給付関係情報」が含まれる項　第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第69項、第75項、第96項、第125項、第132項、第144項、第155項、第158項、第161項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）　第125項	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため